

高齢者が住み慣れたところで暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの力で介護予防に努めることが大切です。

そのための仕組みとして、平成27年4月に介護保険制度が改正され、要介護状態とならないよう支援するサービスを多様な方法で提供していく「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設されました。

総合事業の特徴
【利用できる人】

- ① 要支援1・2の人や、生活機能の低下が確認された人など
- ② 市民、NPO、ボランティア、事業者など様々な人（団体）がサービスを提供できるようにあります
- ③ 日常の掃除、洗濯などの生活支援や介護予防のサービスが多様化します。
- ④ 積極的な社会参加で、自ら介護予防を高齢者自らが、サロン等の地域活動や、生活支援サービスの担い手になるなど、社会参加をしながら、介護予防に取り組める仕組みを作ります。
- ⑤ ホームヘルプとデイサービスが総合事業に移行
- ⑥ 全国一律の仕組みから、市が定める基準によるサービスに変わります。
- ⑦ サービスの利用手続きを簡素にします
- ⑧ 一部のサービスは、要介護・要支援認定を受けずに利用できるようになります。



今後、事業の具体的な内容をお知らせしていきます。

問合せ先
 県障害福祉課
 (☎077-528-3543)
 しょうがい福祉課
 (☎65-6518)

県の身体障害認定において、肢体不自由分野での認定基準が一部変更になります。

主な変更内容

- 【変更前】 補装具等を装着した状態で判定
- 【変更後】 補装具等を装着しない状態で判定

新たな認定基準が適用される人

平成28年1月1日以降、窓口申請した人
下肢や体幹のしょうがいについて
 現在お持ちの手帳の等級が変更になるかなどについては、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく指定医師、または下肢や体幹部分の診療を受けている主治医にご相談ください。

行政 Information
**『未来の「ながはま」を作文・絵画にしよう』
 最優秀作品のご紹介**
 問 総合政策課 (☎65-6505)

10年先を見据えた新しい総合計画を策定するため、その担い手となる市内の小中学生の皆さんを対象に、作文・絵画を募集したところ、夢と希望あふれる546点の作品を応募いただきました。各部門の最優秀作品は次のとおりです。作文内容や展示会については、市ホームページをご覧ください。

- ◆ **作文の部**
- 「たすけ合う長浜市」 湯田小3年 清水太陽さん
 - 「未来の「ながはま」 こんな町になったらいいな」 湯田小6年 宮本真子さん
 - 「こんなまちになったらいいな」 びわ中2年 中川美紀さん
 - 「帰りたくなる街へ」 長浜北中3年 北川舞さん



記事広告

ぶんスポちゃんねる!
 CULTURE & SPORT CHANNEL

長浜市民体育館 (1月～3月) 新しい年がやってきます!
スポーツ教室受講生募集 健康のため心新たに運動で、心身ともにリフレッシュしてみませんか。

【申込み】 12月18日(金)から受付開始。所定の申込書に受講料を添えて下記まで。
 ※電話申込みも可。ただし来館した人が優先となります。
 【その他】 受講料は原則としてお返しできません。
 問・申 長浜市民体育館(宮司町1203) ☎63-9806

★運動不足解消、筋力維持を目指そう!

教室名	対象	受講料	曜日	時間	定員	講師	内容
はじめてのフィットネス フラダンス教室	一般	8回 5,200円	水	10時～11時30分	15人	A F A A 認定 藤本朋子氏	初心者のためのフィット ネスフラダンス。
フィットネスタイチー (太極舞)教室		10回 7,200円	水	10時～11時30分		A D I 認定 疋田幸子氏	音楽に合わせた軽運動。 中高年の初心者大歓迎。

★美しく健康な体をつくらう!

教室名	対象	受講料	曜日	時間	定員	講師	内容
身体調整、疲労回復リンパ ストレッチ教室	一般	10回 7,200円	木	10時～11時	20人	フィットネス講師 森野善誠氏	リンパ循環を改善し美骨美 筋を目指す軽ストレッチ。
ビューティーヨガ教室 夜コース			水	19時45分～21時	30人	ヨガ講師 北京子氏	美しく健康な身体づくりに 最適なヨガ教室。
ビューティーヨガ教室 昼コース			火	13時30分～14時45分			美しく健康な身体づくりに 最適なヨガ教室。
ポディーケアヨガ教室①			月	13時30分～14時45分			体をほぐしながら補整して いくヨガ教室。
ポディーケアヨガ教室②	月	15時～16時15分					

★音楽に合わせて親子で楽しく運動しよう!

教室名	対象	受講料	曜日	時間	定員	講師	内容
おやこDEあそびクス教室	2,3歳児と 保護者	8回 5,200円	金	10時～11時	15組 (30人)	A F A A 認定 藤本朋子氏	音楽に合わせて親子で楽 しく運動。

子ども医療費を助成しています
 小中学生の保険診療分入院費(部屋代・食事代等を除く)を助成しています。

【対象者】 市内在住の小中学生(保護者も市内在住)
 【持ち物】 領収書、印鑑、保護者の振込先口座を認
 認できるもの、健康保険証

福祉医療費の償還払い(払い戻し)について

福祉医療費助成対象者について、左記に当てはまる場合、支払われた医療費の払い戻し申請を受けられます。

【対象となる場合】

- ① 県外で受診されたとき、もしくは受給券を提示せずに受診し、保険診療分を自己負担した場合
 - ② 住民税非課税世帯の人に発行している福祉医療費受給券をお持ちの65歳～74歳の人で、1か月の医療費が一定の限度額を超える場合
- ※詳しくはお問合せください。

【持ち物】

領収書、印鑑、振込先口座(乳幼児・年少者の場合は保護者の口座)を確認できるもの、健康保険証、福祉医療費受給券

受付窓口

加入している社会保険等から高額療養費・附加給付金等が支給される場合は、支給決定後に決定通知を持ってお越しください。
 ● 申請期間は支払後5年間です。

保険医療課、北部振興局福祉生活課・各支所